

加須市告示第190号

令和7年度加須市公共施設等で使用する電気(単価)【長期】について、事後審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び加須市契約規則(平成22年加須市規則第57号。以下「規則」という。)第19条の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、加須市一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

令和7年6月4日

加須市長 角 田 守 良



1 入札対象案件

- (1) 件 名 令和7年度加須市公共施設等で使用する電気(単価)【長期】
- (2) 需給場所 加須市 三俣二丁目ほか 地内
- (3) 予定価格 (税抜) 552,281,776円
- (4) 需給期間 令和7年8月1日から令和8年7月31日まで
- (5) 概 要 別紙仕様書のとおり

2 入札参加手続等

本公告に関する入札は、加須市物品調達等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。

3 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告日から契約締結日までの間において、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 加須市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止

措置及び加須市の契約に係る暴力団排除措置要綱第 3 条の規定に基づく
入札参加除外措置を受けている者

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第
54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令（事前通知を含む。）
を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て
をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手
続開始の申立てをしている者

(3) 法人税（又は所得税）及び消費税・地方消費税並びに加須市内に本店、
支店等を置く者にあつては法人市民税に未納がないこと。

(4) 本公告日現在において、加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関
する規程（令和 7 年加須市告示第 100 号）の規定による令和 7・8 年度加
須市物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）
において、次の分類で登載されている者であること。

ア 業種 販売

イ 大分類 燃料類

ウ 小分類 電力

(5) 本公告日現在において、資格者名簿に登載された契約権限を持つ本支
店又は営業所等を埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、群馬県
又は栃木県内に有し、かつ、当該本支店又は営業所等に社員を配置して
営業活動を行っていること。

(6) 本公告日前 3 年度間（令和 4 年度～令和 6 年度）において、国又は地方
公共団体が発注した電力供給契約を締結し、履行した実績があること。

(7) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電
気事業の登録を受けている者

(8) 予定使用電力量の供給に十分な電源を確保するなど、適正な電力供給
のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者

5 仕様書等

この入札に参加しようとする者は、次のとおり電子入札システムにより、添付されている仕様書等を閲覧すること。

- (1) 公開開始日 令和7年6月4日
- (2) 仕様書等のファイル形式 PDF形式、MS-WORD形式又はMS-EXCEL形式とする。

6 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を電子入札システムにより提出すること（この場合において、提出後に必ず電話により質問をした旨を連絡すること。）。なお、持参、電子メール等による質問は、受付しない。

- (1) 受付期間 令和7年6月4日午前9時から同月10日午後3時まで
（ただし、電子入札システムの稼動していない時間を除く。）
- (2) 質問に対する回答 質問に対する回答は、電子入札システムにより、令和7年6月12日午後5時までに掲示する。

7 現場説明会

開催しない。

8 競争参加資格確認申請書の提出

この入札に参加しようとする者は、令和7年6月4日午前9時から同月13日午後5時まで（ただし、電子入札システムの稼動していない時間を除く。）に電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書を提出すること。

9 入札執行の日時等

入札書の提出期間及び開札日時は、次のとおりとする。日時を変更する場合には、電子入札システムにより案内する。

- (1) 入札書提出期間 令和7年6月16日午前9時から同月18日午前10時まで（ただし、電子入札システムの稼動していない時間を除く。）
- (2) 開札日時 令和7年6月18日午後1時00分

10 入札に関する注意事項

(1) 入札回数

1 回とする。入札に参加する者の数が 1 の場合も入札を執行する。

(2) 提出書類

入札書に入札金額見積内訳書を添付すること。

(3) 入札の辞退

競争参加資格確認申請後においても、入札の完了までは、入札を辞退することができる。入札を辞退しようとするときは、電子入札システムにより辞退の手続を行うこと。

(4) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に違反する行為を行ってはならない。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書き換えし、引き換えし、又は撤回することはできない（ただし、やむを得ない事由が生じて辞退する場合を除く。）。

イ 落札候補者とすべき者が 2 以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金

免除する。

12 入札書等の無効

次のいずれかに該当する入札書等は、無効とする。

(1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者が提出した入札書等

(2) 入札に参加する資格のない者が提出した入札書等

- (3) 開札後審査に必要な書類を、期限までに提出しない者が提出した入札書等
- (4) 入札金額見積内訳書を提出しない者が入札した入札書等
- (5) 入札金額見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書等
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書等
- (7) 入札に関し不正行為をした者の行った入札書等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札書等

1.3 落札候補者の決定及び入札参加資格の審査

開札した結果、予定価格の制限の範囲内で一番低い価格で入札をした者を落札候補者とし、落札決定を保留する。

落札候補者は、入札参加資格の有無の確認を受けるため、次のとおり書類を提出しなければならない。なお、入札参加資格審査の結果、落札候補者を落札者に決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の審査は行わない。落札候補者が審査の結果、不適格と認められた場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者が決定するまで同様に繰り返すものとする。

(1) 提出書類

- ア 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）
- イ 物品調達実績調書（指定様式）及び添付書類（契約書等電力供給の実績を証明できる書類の写し）
- ウ 事業所の写真（写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚添付すること。）
- エ 小売電気事業の登録を受けたことを証する通知の写し

(2) 提出方法等

- ア 提出期限 令和7年6月20日午後5時まで
- イ 提出方法 加須市総合政策部管理契約課へ持参すること。

(3) 入札参加不適格通知書等

ア 落札候補者が入札参加資格を有すると認められなかった場合は、入札執行者は、入札参加不適格通知を送付する。入札参加不適格通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（加須市の休日を定める条例（平成22年加須市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）に、その理由について書面により問合せをすることができる。この場合において、書面の提出先は、加須市総合政策部管理契約課とする。

イ 落札候補者が提出期限までに入札参加資格審査のための書類を提出しないとき、又は入札参加資格審査のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。

1.4 落札者の決定

入札執行者は、開札後に、落札候補者から提出された書類について入札参加資格の審査を本公告中1.3（2）アで規定する提出期限の日の翌日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に行い、入札参加資格を有しているときは、その者を落札者として決定し、通知する。ただし、入札参加資格に疑義が生じた場合は、この限りでない。

1.5 契約保証金

免除する。

1.6 請負代金の支払条件等

(1) 前払金

しない。

(2) 部分払

しない。

(3) 支払方法

1箇月を単位とする年12回の後払いとし、請求書については、各請求書をまとめて所管課に送付するものとする。

1.7 契約手続等

契約書の作成を要する。

18 その他

- (1) 入札参加者は、入札後において、本公告、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。
- (3) 契約年度の翌年度以降に当該契約に関する予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

19 問合せ

加須市総合政策部管理契約課 電話 0480-62-1111（内線 394）